

維新期の食壳下女

—明治三年武藏国児玉郡本庄宿の事件の紹介—

森田雄一

はじめに

江戸時代、街道の宿駅の旅籠屋で、宿泊客に食事の給仕をするかたわら性交渉をもおこなつた食壳下女又は飯盛女と称した奉公人が存在したが、江戸幕府は当初江戸への入口である品川・板橋・千住・内藤新宿の旅籠屋に対し、一軒につき一人の食壳下女を置くことを認めだが、諸街道の宿駅には無認可の食壳下女を抱える旅籠屋が増加し、幕府はその存在を無視することが出来ず、享保三年に江戸十里四方の宿駅の旅籠屋に人数一人を限つて食壳下女を抱えることを認め、十里より遠方の宿駅に対してもこれを準用することを方針とした。⁽¹⁾ 食壳下女を置く旅籠屋は食壳旅籠と称し、一般の旅籠屋と区別したが、街道のすべての宿駅に食壳旅籠があつたわけではなく、食壳下女を置くには幕府からの免許を要した。ここではこれら食壳旅籠とそこに働く食壳下女の雇用をめぐる紛争を、中山道の宿駅である本庄宿において、明治三年に発生した事件を一例として次に紹介する。

—食壳旅籠と宿駅

食壳旅籠を宿駅に設置することは認めるのは、設置による冥加金が宿駅財政の助成となり、交通制度の維持を図る江戸幕府や、財政難に悩む宿駅にとては、設置により生ずる種々の相乗効果——宿駅内の消費経済の増大による活性化——とも相俟つて必要な存在であった。しかし他方では、宿駅に対し助郷負担を行なつていた周辺農村に、風俗の荒廃をもたらし、宿駅の新規の食壳旅籠設置の動きに対しては強硬に反対した例を、本庄宿の近傍宿駅である中山道熊谷宿にみることが出来る。⁽³⁾

武藏国児玉郡本庄宿は、中山道の江戸から十番目の宿駅として、近くに利根川の河岸を控え、物資の集散地として繁栄していた。⁽⁴⁾

天保十四年の宿村大概帳によると、宿高二千百五十八石二斗三升五合、家数一千二百十二戸、人口総数四千五百五十四人（男二千一百六十四人、女一千二百九十一人）、旅籠屋七十戸とあり、明治三年の人別改帳によると、家数千九十三戸、総人数四千五十三人（男二千

九人、女二千四十四人）、飯売下女六十二人とある。食売下女の出身については、本庄宿の場合断片的な記録しか残されていないが、明治四年の書上によると、宗門改後の新規抱十二人の内生國不明九人・越後一人・信州一人で、不明一人を除き直抱二人、他宿町の旅籠より住替が九人となっている。⁽⁶⁾

二 事件の概要

明治三年六月、本庄宿食売旅籠屋半六の抱女こと・かの両人が給金並に貸借金の勘定をめぐつて抱主の半六と対立し、兩人は他のふじ・よし・やゑの三人と共に訴訟を起したが、宿役人の斡旋により住替を行つ様岩鼻県の役人より指示があり、身柄を旅籠行司が預かることとなり、こと・かのは孫衛、ふじ・よし・やゑは七郎次の両人が引取つていたところ、七月十四日夜、やゑが半六方に忍行き、復帰の希望を述べ立戻つた。この為行司方では他の四人の意志を再確認する方針を打ちだし、準備をすすめていた折柄、十七日に東京よりふじ・よしの口入人である重五郎が来て両人を説得し、兩人も納得したので重五郎の宿所に引取りたい旨の申入が旅籠行司にあり、行司より肝煎名主五衛に届出があつた。宿役人の五衛は尚着添人である問屋次郎平に相談し、手落のない様に取計らう様指示した。ところが十八日夜こと・かの兩人が次郎平方に駆込、ふじ・よしが納得しないのに半六方より大勢の者が来て、七郎次の裏木戸際で荒縄をかけ、強引に連去つたと訴出、此分では自分達の身も心許ないの

で、再度岩鼻県役所に差戻すよう強く主張し、次郎平方に居坐つた。このため、五衛は廿二日処置方を岩鼻県に伺出るとともに、兩人の貸借関係の実態を調査するため、半六方に帳面の提出方を要求したが半六の不在と貸借は抱主と下女との相対であることを理由に半六女房いしから断られた。岩鼻県ではこと・かのの請人を呼出し住替を行うよう指示したため、二十三日半六には他出を差止め、こと・かの両人には旅籠行司方に立戻るよう申渡したが、兩人は納得せず、他の場所を要求したので、旅籠屋吉松・吉十郎・重平三方へ預けこと・かのの請人を呼出したところ、かの請人は玉村宿三奈吉屋良助で、丁度半六方に赴いていたので、行司立会の上吉松方にて説得したが応ぜず、結局半六方の借財を免除すれば何時でもかのの住替を取計らうと返答し帰宅してしまつた。ことの請人である安中宿の福次郎は、病気のため伴茂十郎を代理として二十六日に赴いて來たので、早速半六を呼寄見返の経緯を述べて住替の相談に及んだところ、半六は宿内の請人半次郎を立会せ内談することを要求、希望を入れたところ、二十八日茂十郎は借財に対し双方の主張が非常に相違するため、引取方は困難であると断りの回答をもたらした。直ちに行司と半六を呼出したが、半六は不在で代理として清平と申者が出頭して來たため、借金取調のため帳面類を差出す様要望したところ、立帰つたま、戻らないので、使者を差向けると、半六女房いしが、宿役人立会で抱女に貸金をしたのではないため、帳面類を差出事は出来ないと断り、使者清平の再度の呼出にも応じようとは

しなかつた。宿役人側は止むを得ず、組合五平を呼出して始末を申聞させ、二十二日の岩鼻県の指示に対し、いしが心得違いをしない様申談たが失敗に終つたので、最後の手段として、いしを同道して岩鼻県に訴出することを決め、その旨いしに通告したところ、肝煎名主五衛以外の者とは同道しない旨の回答であつたが、五衛は他の用向で差支えたため、組頭長作が代理として二十九日に出願した。

直ちに半六夫婦に呼出の差紙が出されたが、三十日にこと・かのの兩人がひそかに、小島村地内において通行中の岩鼻県の重役に出訴した。

この結果八月二十日に示談がまとまり、こと・かのの住替を決め、兩人は一応雇主の半六に詫びを入れ、年割給金・借財を包金で棒引とし、質入品の内完済分・手道具類を引渡すこととし、包金は三日半六に納める約定を行なつたが、結局二十九日にすべての引渡しが行われ事件は解決している。

おわりに

食売下女のこと・かのが、雇主である半六に対し、この様な強硬な態度で自分達の貸借勘定を公訴までして主張し、要求を貫徹することが出来たのは、維新政府になつたことが一大要因と考えられるが、実態としては旧幕以来の制度が引続いており、旧幕下であつたならば、事件も公けにならず雇主である食売旅籠主の強圧に屈し、泣き寝入りのまま過されていたものと思われる。旧幕府下にあつて

も、幸運な者は身請けされて、身請主と世帯を持つことが出来たが、大部分の者は借金の増大を、他の宿の食売旅籠に転々として移住することにより、肩替り決済し、自身を解放することは困難なことであつた。維新政府の政策により、旧幕時代の交通制度が廃止された後の彼女達の生活も、遊廓の娼妓として生きる道を選択せざるを得ないような環境にあつたのではないかと思われる。

注

(1) 『御触書寛保集成』 岩波書店 六七〇ページ

(2) (1) 幕末期に流行した「くどき」には、宿場女と在方の男との心中事件を取扱つたものが多数みられ、武藏国でも、「新板柏壁宿心中くどき」「新板栗橋宿心中くどき」「新板本庄宿心中くどき」等が知られている。

(3) この一件の詳細については、宇佐美ミサ子「飯盛女出入り——熊谷宿飯盛女設置をめぐつて——」(近世女性史研究会『江戸時代の女性たち』吉川弘文館 一八五一二七ページ)

(4) 『中山道宿村大概帳』 吉川弘文館 一一六ページ

諸井家文書三七

諸井家文書七九七

(5) (6) (7) なお食売下女の出身地については、日光街道柏壁宿の実態例酒井守『幕末期における江戸近在宿の人口動態——武藏国埼玉郡柏壁宿の場合——』があり、本庄宿も同様な傾向であつたと推測される。

(8) 田中(恭)家文書一六五〇 日光街道草加宿の食売下女とくが、身請され縁付いた例がある。

史料一 明治三年八月 旅籠屋半六抱飯賣下女再願始末書

(表紙)
「旅籠屋半六抱飯賣下女再願始末書」

乍恐以書付奉申上候

武州兒玉郡本庄宿役人惣代間屋次郎平外三人奉申上候宿内百姓ニ而旅籠屋渡世半六抱食賣下女共奉公向苦情之趣を以先般問屋吉水方江願出候ニ付外貳人一同相談之上召連御訴奉申上候處追々御吟味之上主人半六方江御引渡相成候得共右五人は半六方ニ而仕兼候者ニ付御利解ニ基き宿方旅籠屋行司江頼一札差出シ相預ケ置奉公住替取計中之始末御糺ニ付左ニ奉申上候

此段右半六抱こと外四人之もの共并半六へ追々御利解之上去ル六月十八日御吟味御願下ヶ之上右五人之もの半六方江引取候上 御縣下ニおるて頼一札旅籠屋行司孫衛七郎次江差出女子共身分住替之儀半六ニ相願候ニ付歸宿之上孫衛外壹人ニ右五人之もの共之内ことかの貳人ニ而孫衛方江差置ふしよしやい義者七郎次方江差置年割給金其外借財等相尋候處銘々ハ手控ハ致置候得共一應半六方ニ而も借金調書等可差出候様行同共ニ申談候得共更ニ不差出追々催促および候得共日數十日余も相立漸くこと壹人分合金七拾兩程書出候間合金ニ而ハ相分兼候ニ付巨細取調書出候様申聞候處誰彼留守ニ而相分兼候抔申之候ニ付こと方ヲ承尋候所全借用金七兩程と申聞右様格外引違候而已ならず外四人之分催促および候而も貸

金書抜不差出引捨置只々半六方江一先引取得と異見も差加度旨行司共ヘ申談有之候趣ニ付行司共ニ右之殷私共ヘ申出有之候ニ付肝煎名主五衛宅ニおるて役人一同集會右取計方之儀相談およひ候處半六方江相渡候上方一手違等出来致候而者相済不申候間去月九日左惣次長作兩人罷出其旨相伺上候處御吟味下ヶ奉願上候砌之場合ニ立合何れニも半六江異見申聞女子共給金并借財向等行司共而已江不掛ケ置宿役人立會之上早速取調住替方取計候様被仰渡候ニ付帰宿早々五衛方ニ半六呼遣候處玉村宿辺ヘ罷成留守中之旨代清平ニ申答候ニ付直様出先迄飛脚を以呼寄候様申聞候處半六義何方江罷越候哉去々十三日帰宿之趣届出候得共最早其頃ハ御用宿用向諸勘定受拂方ニ而何分役人共ニおるても怠慢無之内同十四日夜前書五人之内やい義七郎次方預ケ中自分と改心致半六方江立候趣五衛方江届出候由私共ヘ断有之候間此分ニ而者残四人之ものも追々変心可仕と存居候處翌十五日行司代吉郎申出候ニ者殘四人之ものへ半六ニ得と異見為差加候ハ、尚改心帰參之ものも可有之と存候間右様取計度旨申聞候ニ付任其意置候處同十七日ふし人主重五郎と申もの半六ニ呼ニ差遣候間東京ニ罷越よし元方ニも頼を受參リ候旨を以ふしよし兩人江面會之上旅宿伊兵衛方江引取異見差加度趣半六納得之上行司方へ断有之候ニ付同人共より其旨届出候間銘々納得殊ニ元方之ものニ候ハ、旅宿迄可差遣旨申聞候所翌十八日七郎次方ニ右重五郎旅宿へ被引取候ニ付其殷ふしよし兩人ニことかの方江文通および候處兩人共為暇乞七郎次方江罷越同人裏

木戸際ニ而右四人之もの咄シ中重五郎其余半六子分之もの共大勢罷越ふしよし兩人不納得ニ候を強勢ニ半六宅へ被連参此分ニ而ハ兩人共已前之通必至之責苦ニ逢候義不便ニ存且自分共身之上も如何様被取計候哉も難計と存其場らことかの兩人共々差添之砌御縣下ニ而處々ニ住替之義申聞候廉を以問屋次郎平方江土足之儘駆込ふしよし兩人之始末申聞右様行司并元方同意之上被取巧候而者難渋差迫候間早速御縣江差出可吳候旨次郎平江取詰メ及掛合候間直様同人ち五衛方江申出其上外役人江も沙汰およひ候ニ付一同立會之上何れニも至急取計可及候間一ト先行司方江立戻候様取鎮候得共更ニ聞入不申候間行司共呼寄セ承リ候處同人共ハ其場ニ居合不申候ニ付始末不分明ニ御座候間尚半六呼寄候處同人留守ニ付代として伴賢三郎江親類又平附添罷越候間前条始末相尋候所ことかの申聞とハ相違仕元方重五郎ニ被相頼預リ候義ニ而強勢連參候ニ而ハ無之旨申聞且前書女子共兩人義者次郎平方ニ居込居不立去候ニ付一旦孫衛方ニ而預リ中之身分ニ候間可立戻旨再々應申聞候得共前同様更ニ聞入不申候間五衛義者役柄之義ニ付同人方江引取何れニも取鎮方之儀申談候處五衛申聞候者女子共我等方江引取候共矢張行司方江引渡候ち外無之候旨女子共ニおるてハ前書之通行司方江立戻候儀ハ悉く迷惑之趣強而申張居然ル上者其儘差置行司方ち番人附之可奉伺外無之候ニ付去月廿二日肝煎名主五衛代として左惣次罷出奉伺上候處尚御下知ニ付ことかの兩人元方之もの呼寄早速住替可為致と存翌廿三日夜半六他行無之様差留置ことかの兩

人江ハ御下知之趣申聞一旦行司方江立戻候様申諭し候處ふしよし先度之取計方半六と行司共同意ニ相違無之候間外々江預ケ吳候様申募候ニ付一同相談之上旅籠屋吉李吉十郎重平三人江相預ケ候趣申聞候處女子共納得致候間一旦五衛宅ニ而行司共江同夜中引渡候得共身分之義ニ而前書吉李外貳人之もの方ニ預リ罷在然ル處かの受判人は玉村宿三奈吉屋良助と申ものニ付書状差遣可呼寄と存居候内右良助義者半六方江出向居候旨及承リ候ニ付直様五衛宅ニおるてかの住替方取急給金其外借金等取調可書出旨申聞候處幸ひ受人も参リ居候間一應異見差加貰度旨半六申聞候ニ付私共并行司立會之上吉李方ニおるて異見差加候得共更ニ取用不申候ニ付此上ハ半六方ニ而借財等勘弁致吳候ハ、何時ニ而も罷越かの住替之儀取計可申候趣ニ而罷帰且又安中宿福次郎義者こと元方之義ニ付是又呼寄申遣候處同人ハ病氣ニ付代として伴茂十郎同廿六日ニ罷越候役人共面會之上半六をも呼寄一同ニ而是迄之手續申聞住替取計方申談候處半六申聞候者宿方判人榮次郎をも為立會及内談度申ニ付任其意差遣候處同廿八日茂十郎申聞候間々談判および候得共何分借財向格別相違之廉有之候ち引取方不行届之旨断候間直様行司并半六をも呼ニ差遣候處半六者留守中ニ付代清平と申もの罷越候ニ付こと借金其外取調候間帳面類持參可致旨申聞候處同人義立歸リ數刻相立候而も沙汰無之候間使之もの差遣候處半六儀者尚又留守中ニ而同人女房いし申聞候ニ者素々女子共江金子貸渡候節々宿役人立會ニ而貸渡候義ニ無之候間役人共ヘ帳面等為見届候義不相

成旨急度断遣候間肝煎名主五衛其外役人共ニおるても以之外之申

分と存先刻罷越候清平江得と異見可為致と存同人ニ早速罷越候様

又候使之者差遣候處清平差遣候義も不相成旨尚又いし申聞候ニ付

組合五平呼寄始末申聞去月廿二日左惣次罷出奉窺上候

御下知之趣申聞いし心得違無之様申談遣候而も前同様申答候ニ付

御下知之旨相背候而者難捨置此上者者いし召連御訴可奉申上候外

無御座候ニ付同道可致旨申聞候處肝煎名主五衛差添ニ候ハ、可罷

出外役人附添ニ者難罷出旨申募然ル所五衛義者差掛リ候御用向

も有之候ニ付差添難罷出候間同人代として組頭長作罷出去月廿九

日右始末奉窺上候處御差紙を以半六夫婦之もの共御呼出相成候

義之処去ル晦日ことかの旅籠屋重平方預リ中忍出隣村小嶋村地内

ニおるて重

御役人様御通行先江奉出訴候始末承リ驚奉恐入候折柄右一件心得

居候役人共兩三人半六いし江附添可罷出旨御差紙頂載奉拝承候処

肝煎名主五衛儀者外御用も有之候ニ付私共罷出是迄女子共住替方

不行届之始末に附可申立旨被仰渡候ニ付此段奉申上候

取極議定之事

右御糺ニ付奉申上候通相違無御座候以上

御支配所

武州兒玉郡本庄宿

役人惣代

組頭

午八月三日

長作

而厚勘弁受其餘右兩人より質入品之内全當之分并半六方ニ有之ハ同

史料一 明治三年八月 連印議定書

(諸井興 四八)

岩鼻縣

御役所

治郎平

問屋

年寄

左惣次

同

三 内

人共手道具者相渡可申苦尤包金之儀者別紙證文之通來ル廿三日取引
取極議定決而違背仕間數候依之連印為取替置候処如件

方朝五ツ時前着參縣之上一件速ニ願下ケ屹度可仕候万以此上右一
件ニ付我意ニ存申張候もの者一件済方故障のものニ付外一同ニ而其
段訴上可申候依之連印致置候処如件

食賣下女(森田)

明治三十八年八月廿日

同

こと(爪印)

組頭

三内(印)

差添人

上州伊勢崎町

右かの伯母

のふ(爪印)

右宿

常太郎代

孝次郎(印)

百姓

半六(印)

百姓代

喜平(印)

差添人

龍藏代

忠藏(印)

前書之通示談行届御日延奉願上歸宿致今廿九日一同御立会之上金子

維新期の食売下女(森田)

右

こと(爪印)

組頭

三内(印)

差添人

上州伊勢崎町

右かの伯母

のふ(印)

本庄宿

百姓

半六(印)

組頭

三衛(印)

立合人

代兼

七郎次(印)

こと兄

太郎平(印)

百姓小三郎店

拾両差入殘而金貳兩ハ借用ニ相成居申候

久七印 卯九月廿八日

半六倅

建三郎^(爪印)一金八兩壹分ト錢壹百文 紅かけ止まへ長地伴壹枚
「此廉^(下ヶ札)七兩ニ取極メ内金三兩貳分相渡候儀御座候殘而三兩貳分借

用ニ相成居申候」

(諸井興四六)

同九月廿八日

一金壹兩壹分也 當人江時かし是ハほそやヘ帶質出し之砌ニかし
「此分^(下ヶ札)相違無御座候」

史料二 こと口取

こと口取

慶應三卯年八月廿七日來ル

未年三月十五日迄中丸三ヶ年

六ヶ月三日ニ相定

一金六拾九兩也 右給金

同八月廿九日

一金壹兩貳分也 當人江時かし

「此廉^(下ヶ札)覺一切無御座候」

卯九月廿八日

一金拾四兩壹分ト錢七百文 紬茶立しま小袖壹枚 同相ミニン小袖

壹枚

「此分^(下ヶ札)代金拾貳兩ニ取極すそ廻し者古裂ニ而主人⁵貫受其節内金

一金拾七兩貳分ト錢七百四拾八文 夜具綿七百目之代

同八月

一金拾貳兩也 さんごろじ かんざし 壱本

「此分^(下ヶ札)六兩貳分ニ取極内金五兩相渡殘金壹兩貳分借用御座候」

巳十一月廿日

内 右かんざしの内金仕立屋栄次郎殿立合ニ而當人⁵受取

辰 十二月廿七日

一金壹兩貳分也 清平殿江ことかり之分内⁵時かしいたし清平江相

渡し候分

「此廉^(下ヶ札)全く壹兩金借用致候貳分金返済仕候」内金貳分也 已正月十日清平殿へ相渡候分内⁵ニ而受取

同八月

「此分古綿五兩新綿四兩足し都合金九兩主人方ニ而差出買吳候所

メ金五拾三兩壹分三朱ト銀拾貳匁錢武メ五百四拾八文 かし

内金去ル辰八月十八日五兩九月廿一日式兩都合兩度ニ金七兩相

外ニ

渡し殘而金貳兩主人ち借用御座候」

巳十二月大晦日

一金三兩貳分也 當人江時かし

「此分貳(下ヶ札)分金ニ而三兩借用致候得共金正確と不見分趣ニ而遣兼候

ニ付無據追而受出候筈ニ而封金ニ致宿内周三郎方江壹兩ニ而質

入罷在候間受出返済可致候乍併貳分者金余分ニ御座候」

巳九月廿四日

一金拾貳兩貳分也 本白丸帶壹本

同廿四日

一金貳分壹朱也 帯しんの代

「此分帶地其外帶しん并仕立代共都合金拾貳兩ニ取極其節内金九

兩相渡尚日月廿九日金三兩相渡代金者皆済相成候間此分ハ聊借

用無御座候以上」

同廿四日

一金貳朱ト 綿仕立代 銀拾貳匁 二口之代

内 金五兩也 當人ち受取

是迄不殘

メ金七拾三兩三分三朱ト銀拾貳匁 錢式メ五百四拾八文

内 金五拾兩貳分也 當人ち受取

殘リ

維新期の食壳下女(森田)

金五拾三兩壹分三朱銀拾貳匁錢武メ五百四拾八文

外ニ

金拾三兩三分 是者こと下ヶ札ヲ以奉申上候差引借用之分

差引

金四拾兩貳朱錢百七拾貳文

是者相違双方申争之分

史料四 かの口取

かの口取

(諸井興四二)

子ノ十二月十二日ち来未ノ十一月迄

中丸七ヶ年と十八日

一金三拾七兩也 奉公人かの給金

子十二月廿八日

一金四兩壹分也 小袖壳

同日

一金武兩壹分 八丈かうし嶋 切かへ下き壱ツ

「此二口者身付金ニ而拵貰候ニ付借用ニ可相成筈無之候」

同日

一金貳兩三分 ひの中かた長じ半

「此分者婦女房つまゝ被下候間同人江挨拶可致旨主人ち被申聞依

之つま江折入而挨拶仕候義ニ而追々恩義申居候間主人ち借用ニ

可相成謂無御座候」

同日

一金三兩武朱ト式貫三百文 こんどんす 丸帯 壱本

「此分ハ水上ヶと申五十七八才位之客江出候ニ付同人ち祝義ニ被

下候間主人より借用ニ可相成謂無御座候」

同日

一金壹兩三朱也 べつかう 中ざし

「此分ハ姉女郎つまゝ被下候ニ付右長繻ばん同様ニ御座候」

同日

一金壹兩貳分也 さんごじかんさし壹本

「此分更ニ存不申候」

八月十四日

一金壹兩貳朱 ちゝみひとい物壹ツ

「更ニ存不申候」

八月十四日

一金七兩貳分ト四百文 小袖式ツ つむきたて横しま八丈切かへ下ぎ

「下ヶ札
「更ニ存不申候」

同日

一金壹兩壹分武朱也 本國當て中こ屋帶壹本

「下ヶ札
「此分帳面之通り相違無御座候」

寅三月二日

一金四兩壹分武朱ト錢八百文 紬黃縞立横小袖壹枚

「下ヶ札
「此分ハ八幡山町茂三郎と申客ち唐棧五反貰請着類之代金として

主人江相渡候間差引候得者却而主人ち返金私江貰候而可然候所

借用可相成筋無之候」

同二日

一金三兩貳朱ト錢壹ツ武百文 火山まえのこうし切かへ長地伴壹枚

「下ヶ札
「此分更ニ覚無之候」

同五月四日

一金四兩壹分ト錢壹ツ五百文 御召縮緬單物浦入紋付代仕立代共

「下ヶ札
「此分三兩式分ニ取極其節内金武兩相渡殘壹兩式分借用有之候」

同四日

一金三兩ト錢百文 白夏地伴壹枚代

「下ヶ札
「此分帳面之通り乍併品物ハ主人方ニ差置候」

同九月廿八日

一金三兩壹分ト錢九百文 紅浦壹ツ花色緞七尺しす半入袖口仕立代

共

「此分更ニ存不申候」

はす袖口半入三ツ ぶりの代綿仕立貯不殘之代かし

「更ニ存不申候」

卯五月四日

一金六兩三分ト錢七百文 京綿丸帶綿仕立代とも 内金式兩也當人

ち受取

「此分六兩ニ取極代金ハ客ち被下候筈ニ付則貰受皆済罷在候間借

用等無御座候」

辰三月三日

一金八兩壹分貳朱 米沢糸織紺茶立しま小袖壹枚

「此分八兩差入候ニ付残金四兩壹分貳朱者借用有之候」

巳九月廿八日

一金拾貳兩貳分也 本國地帶壹本 外ニ金式分ト八百文 白木もん

帶あげ代 金式朱ト拾匁 綿仕立てとも 内金五兩也當人ち受取

「此帶の外小袖式枚都合三品ニ而代金三拾兩ニ取極主人ち仕立吳
候得共内金貳拾五兩相渡殘金五兩者借用ニ相成居申候」

巳極月廿八日

一金八兩貳朱也 七ニ小袖壹枚

「此分は代金九兩ニ取極候酒壹駄本庄宿臺町叶屋と申ものち客人

買受差入貰候ニ付借用無之候」

内金四兩貳分也 當人ち受取

同廿八日

一金四兩貳分ト壹ノ文 小紋下着ふくら鼠かへきニツすそ代

「此分更ニ存不申候」

維新期の食壳下女(森田)

同廿八日

一金八兩壹分貳朱也 ふぐら鼠紋ちりめん長地伴壹枚

「此分金九兩相渡候ニ付却而式分貳朱渡過相成候間借用無之候」

内金五兩也當人ち受取

午五月十五日

一金壹兩三分ト壹貰文 鳴海絞リ單物壹枚

「此分帳面之通り」

惣

メ金九拾貳兩壹朱銀拾匁錢拾貰八百文

皆金九拾三兩壹分錢五百八拾八文

内

金拾六兩貳分 當人ち受取

引

メ金七拾六兩三分錢五百八拾三文 かし

一金七拾六兩三分錢五百八拾八文

是者半六ちかの江貸渡候分

一金拾四兩三分錢壹貰貳百文

是者かの下ヶ札ヲ以て申上候差引借用之分

差引

維新期の食壳下女(森田)

金一六拾壹兩三分三朱錢四拾文

是者相違申争之分

(諸井興(四四))